

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化社会の進行や家族形態の変化、地域住民のつながりの希薄化など、年齢や障がいなどで支援を要する人々の状況はますます厳しくなり、社会的孤立やひきこもり、虐待や家庭内暴力、ホームレス、自殺などの社会問題が発生しています。

それら諸問題の解決には、地域での助けあいやボランティア・NPOなどの活動を通して支えあう、地域福祉のさらなる必要性が認識されています。

こうしたなか、平成12年に社会福祉法が改正され、市町村と都道府県において、それぞれ「市町村地域福祉計画」と「都道府県地域福祉支援計画」を策定することが定められました。

また、障がい者施策については、平成5年に「障害者基本法」が制定され、「障がい者計画」の策定義務が規定されました。障がい者に対しては、その原因は様々で、かつ出生から老後までライフステージに応じて支援内容が変化するなど、ニーズに合わせた施策を提供していく必要があります。

近年、特に障がい者への虐待や差別的な行動が表面化するなど、共生社会に向けての一層の取り組みが求められています。

本市では、平成19年度に「第1次鯖江市地域福祉計画」と「第2次鯖江市障がい者計画」を策定、平成24年度には市民一人ひとりの参加と協働により福祉コミュニティの構築を目指した「第2次鯖江市地域福祉計画」と地域共生の推進を目指した「第3次鯖江市障がい者計画」を策定し、施策を推進してきました。

今回、平成29年3月で両計画が期間満了となるため、平成29年度以降の指針を定めることを目的として、新たに社会福祉法第107条の規定に基づく「第3次鯖江市地域福祉計画」と障害者基本法第11条の規定に基づく「第4次鯖江市障がい者計画」を策定します。なお、両計画は、福祉のまちづくりにおいて関連する部分も多く、前計画と同様、一体的に策定します。

◎ 社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

◎ 障害者基本法

(障害者基本計画等)

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第4項及び第7項の規定は障害者基本計画の変更について、第5項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第6項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

2 計画策定の背景

(1) 地域福祉計画策定の背景

[1] 地域福祉とは

地域には、高齢者、障がい者、子育てをしている人、若者、乳幼児などさまざまな人が生活しており、生活上の困りごと（生活課題）を抱えている人もいます。また、今は生活課題がなくても将来抱える人もいます。

しかし、これらの生活課題に対しては、行政だけの対応では限界があり、地域福祉の推進が大きな課題として認識されるようになりました。

そこで、生活課題を抱え支援を必要とする人（要支援者）が地域社会から排除されることなく、家族や地域社会の尊厳ある一員として認めあい、地域に住む住民同士がともに助けあい、支えあえる関係をつくりあげていくことが求められています。

地域福祉とは、それぞれの地域において全ての住民が人としての尊厳を保ち安心して暮らせるよう、行政をはじめ社会福祉協議会、社会福祉法人、地域住民や地域団体、NPO法人^{*}やボランティア団体、企業など、地域社会を構成するさまざまな活動主体がそれぞれの役割と責任を分担しながら、地域住民の持つ生活課題を解決し、住みよい福祉のまちをつくりあげる取り組みをいいます。

◎ 社会福祉法

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第5条 略

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

[2] 鯖江市民主役条例の制定

平成22年4月「鯖江市民主役条例」が施行されました。市民の参加と協働によるまちづくりを行おうと提唱するもので、住民参加のもと、支えあい、助けあいの地域をつくろうとする地域福祉の理念と合致するものです。

市民主役条例制定都市として、積極的に地域福祉の推進を図る必要があります。

◎ 鯖江市民主役条例

(目的)

第1条 この条例は、市民が市政に主体的な参加を果たし、未来に夢と希望の持てる鯖江の実現に向け、市民と市が共に汗を流すという意志と、それを実現するために市の施策の基本となる事項を定めることにより、自分たちのまちは自分たちがつくるという市民主役のまちづくりを進めることを目的とします。

(基本理念)

第2条 わたしたちは、まちづくりの主役は市民であるという思いを共有し、責任と自覚を持って積極的にまちづくりを進めます。

2 わたしたちは、まちづくりの基本は人づくりであることを踏まえ、それぞれの経験と知識をいかし、共に学び、教え合います。

3 わたしたちは、自らが暮らすまちのまちづくり活動に興味、関心を持ち、交流や情報交換を進めることで、お互いに理解を深め、協力し合います。

4 市は、協働のパートナーとしてまちづくりに参加する市民の気持ちに寄り添い、その意思を尊重するとともに、自主自立を基本とした行政運営を進めます。

(2) 障がい者計画策定の背景

[1] 障がい者施策の動向

(国の取組)

政府は、昭和57年に「国連障害者の十年」の国内行動計画として、初めての長期計画となる「障害者対策に関する長期計画」を策定しました。その後、平成5年には後継計画が、平成14年には、改正された障害者基本法に基づく障害者基本計画を策定し、目指すべき社会を、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」とし、取り組みが進められてきました。

(国際社会の動向)

国際社会においては、平成18年に国際連合において障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」（「障害者権利条約」）が採択され平成20年に発効しました。

また、アジア太平洋地域においても、すべての人のための障壁のないかつ権利に基づいた社会の実現に向けて、取組が進められてきています。平成24年11月には「アジア太平洋障害者の十年」の行動計画である「アジア太平洋障害者の権利を実現する仁川戦略」が採択され、障がい者への人権擁護に対する国際的な取り組みは確実に進展しています。

(条約締結に向けた取組等)

国においては、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められてきました。平成23年には障害者基本法が改正され、障がいのある人の定義が見直されるとともに、障害者権利条約の障がいのある人に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。

さらに平成25年には、障害者基本法の基本原則を具体化した障害者差別解消法が公布されたことで、障害者権利条約は、平成26年1月に批准されました。

その他にも「障害者虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」（「障害者虐待防止法」）の制定や障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正される等、近年、障がい者施策に係る数多くの法律が公布され、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化してきています。

■ 障害者虐待防止法の成立

障がい者を虐待から守り、養護者に必要な支援を行うために、障害者虐待防止法が平成23年6月に成立し、平成24年10月から施行されました。障がい者の養護者や福祉施設の職員、職場の上司等に障がい者への虐待対策の必要性と責務が明記され、虐待を発見した国民には公共団体等に通報する義務を、国と地方公共団体には虐待の防止と支援を義務づけています。

■ 障害者総合支援法の施行

障害者自立支援法の法律名と内容が改正され、障害者総合支援法が成立し平成25年4月から施行されました。法に基づく生活支援が、社会参加の機会の確保および地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることが法律の基本理念として新たに掲げられました。

障がいのある人の範囲に新たに難病等が加えられ、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業が追加されました。

■ 難病法の施行

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立する目的で平成27年1月に施行されました。

■ 障害者差別解消法の施行

障がいを理由とする差別解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等および民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として平成28年4月に施行されました。

■ 障害者雇用促進法の改正

障がい者に対する差別の禁止および職場で働くに当たっての支障を改善するため改正がなされ平成28年4月に施行されました。特に、障害者権利条約の批准に関連して、障がい者に対する合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助などが定められたほか、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障がい者が加えられることになりました。

[2] 共生社会に向けた取り組みと権利擁護

障害者基本法第1条には、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、かけがえない個人として尊重されるものであるとの規定があり、この理念にのっとり、障がいにより分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための施策が講じられる必要があります。このことから、障がい福祉の施策は、施設から地域へ移行する際の拠点づくりが重点課題となっています。

また、それとともに障がい者の権利擁護の取り組みが必要不可欠となっています。障害者差別解消法の中の差別の禁止や合理的配慮の普及、虐待防止、成年後見制度の普及など地域共生社会の土台づくりが急務であり、地域福祉計画とともに推進していく必要があります。

3 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画

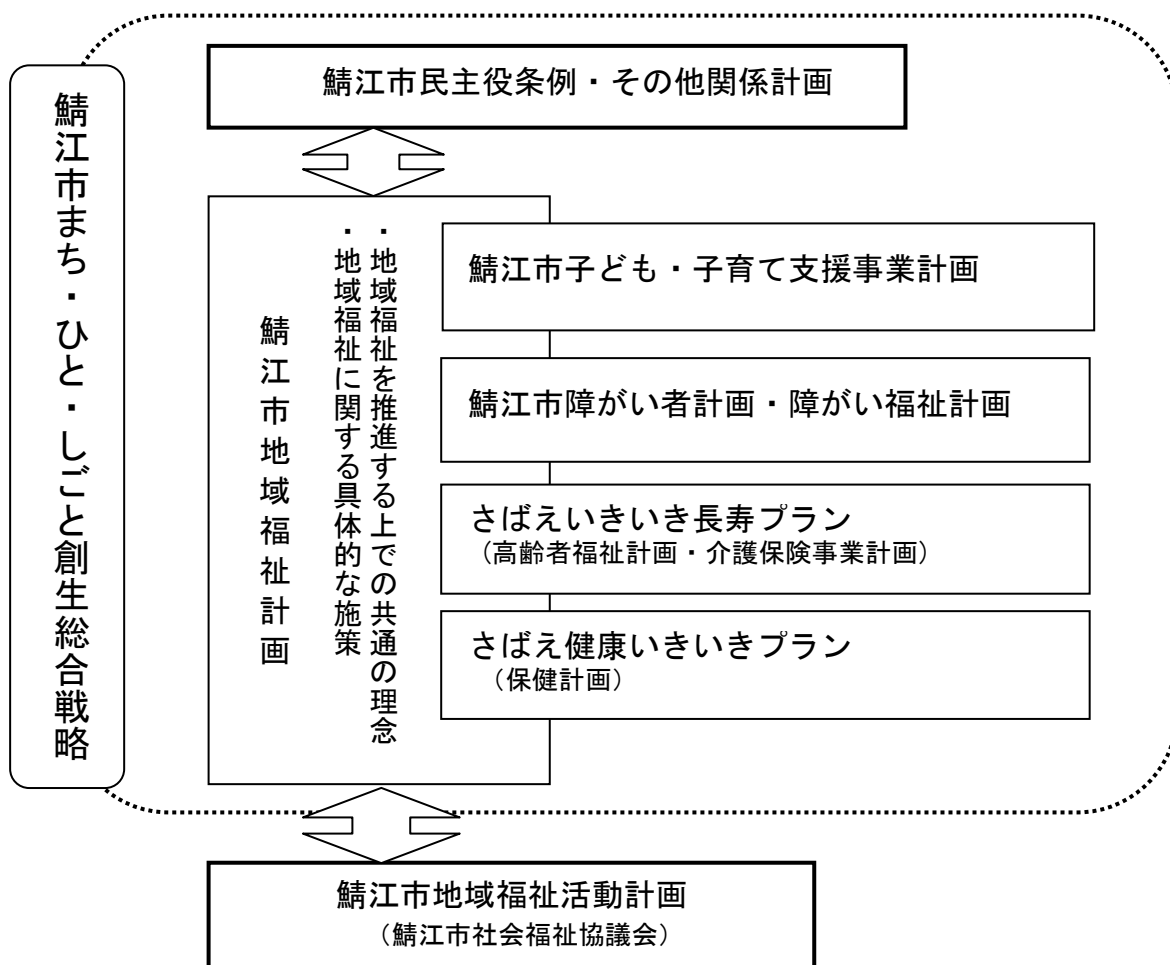
地域福祉計画は、「鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画として地域福祉分野の施策を具体化する計画であり、地域福祉を推進する指針となるものです。

本市では、子ども、高齢者、障がいのある人など対象者ごとに社会福祉に係る個別計画が策定されていますが、地域福祉計画は個別計画を総合化する機能を有しています。

これらの個別計画を総合化するにあたっては、地域福祉計画の中に個別計画の内容を全て網羅するのではなく、地域における生活を支える視点で各個別計画共通の理念を明らかにするとともに、その理念を実現するための施策を横断的に、かつ総合的に体系化することとします。

また、鯖江市市民主役条例の理念を取り入れるとともに、鯖江市社会福祉協議会の地域福祉活動計画や関係する行政計画とも連携しながら策定しました。

■ 鯖江市地域福祉計画の位置付け



(2) 障がい者計画

鯖江市障がい者計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者基本計画」として策定しました。策定にあたっては、国、県の動向や「鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえるとともに、地域福祉計画をはじめとする関連計画と整合性を図りながら、障がい者に関する個別計画として、具体的な取り組みの方針を盛り込みます。

【鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

- 基本目標Ⅰ 魅力ある雇用の創出
- 基本目標Ⅱ 若者が住みたくなるまちの創造
- 基本目標Ⅲ 若くて元気なまちの創造
- 基本目標Ⅳ 安心して快適に暮らせる町の創造

4 計画の期間

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、計画の開始年度を平成29年度とし、目標年度を平成33年度とする5か年計画とします。

(2) 障がい者計画

今回の障がい者計画も、地域福祉計画と同時に推進を図る必要があることから、計画の開始年度を平成29年度とし、目標年度を平成33年度とする5か年計画とします。